

記 録

令 和 8 年 4 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年4月28日（火）

記 録

令和8年4月農業委員会定例総会議事録

令和8年3月農業委員会定例総会を令和8年4月28日（火）午後3時00分から日向市役所4階 委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	7番	海野善文
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	12番	黒木耕作
13番	池田慶子	14番	新名浩

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
19番	佐藤力	20番	田代百合子
21番	河野美紀	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
27番	黒木敬治	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

欠席委員（2名）

6番	山本孝志	11番	山本恵子
----	------	-----	------

事務局出席者

事務局 長	寺原君保	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主任 主 事	黒木信介	主任 主 事	井本 彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

9番 治田 健

10番 松木 親則

日程第2

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について

議案第23号 非農地証明願いについて

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第17号 農地改良届について

報告第18号 取下書について

報告第19号 農地転用許可不要届について

報告第20号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

9 番

1 0 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 4 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、9 番治田健委員、10 番松木親則委員を指名します。よろしくお願ひします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 最初に、議案第 21 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 14、土地の所在地は東郷町山陰、田が 2 筆で 1,399 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は果樹を作付けされると伺っています。
 受付番号 15、土地の所在地は富高、田が 2 筆で 682 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米を作付けされると伺っています。
 全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
 以上 2 件、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 番号 15 担当の 18 番委員から補足があれば説明をお願いします。

18 番委員 18 番委員です。別に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 21 号については許可することに決定します。

次に、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 番号 16、土地の所在地は富高、田が 2 筆で 2,022 m²です。賃貸借権の再設定で、期間は令和 8 年 6 月 1 日から 10 年、米を作付けされると伺っています。
 番号 17、土地の所在地は平岩、田が 1 筆で 3,001 m²です。耕作者変更による配分の設定で、期間は令和 8 年 6 月 1 日から 3 年 8 ヶ月で米を作付けされると伺っています。
 以上 2 件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 22 号については承認す

記 録

議長	<p>ることに決定します。 次に、議案第23号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号6、土地の所在地は東郷町山陰、畑が2筆で961㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号7、土地の所在地は東郷町山陰、畑が2筆で847㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号8、土地の所在地は東郷町山陰、畑1筆で1,455㎡です。申請地は原野となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>番号6及び番号7担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
23番委員	<p>23番委員です。別に問題ありません。</p>
議長	<p>番号8担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>17番委員です。24日に現地調査をしまして、事務局の説明のとおり特に問題ありません。</p>
議長	<p>事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号については証明書を交付することに決定します。 以上をもちまして、議案の審議を終了します。 続きまして、報告第14号から20号までについて、事務局長から報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>最初に、報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書15ページから19ページまでです。 届出件数は6件、土地は田2筆、畑7筆で面積は2,218㎡です。 転用目的につきましては、個人住宅等であります。 次に、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書20ページから21ページまでです。 通知件数は1件、耕作者の変更による合意解約であり、土地は田2筆で面積は3,261㎡であります。 次に、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。 議案書22ページから25ページまでです。 届出件数は2件、所有権の相続であり、土地は田11筆、畑6筆で面積は17,025㎡であります。 次に、報告第17号農地改良届についてです。議案書26ページから27ページまでです。</p>

記 録

- 事務局長 届出件数は1件、土地は田1筆で面積は399㎡であります。
次に、報告第18号取下書についてです。議案書28ページから29ページまでです。
届出件数は1件であり、農地法第5条についての取下げです。
次に、報告第19号農地転用許可不要届についてです。議案書30ページから31ページまでです。
届出件数は1件、既設の鉄塔敷地保全対策工事に係る資材置場の一時利用として転用されるもので、土地は畑2筆で面積は1,075㎡であります。
以上、報告第14号から報告第19号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることをご報告いたします。
最後に、報告第20号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書32ページから33ページまでです。
令和8年2月の定例総会で可決した農地法第4条申請3件及び第5条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。
以上となります。
- 議長 事務局長からの報告案件について、質問、ご意見等はございませんか。
特にないようですので、報告案件を終了します。
以上を持ちまして、令和8年日向市農業委員会4月定例総会を閉会します。